

十日町市国民保護計画

令和2年11月変更



十日町市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけと構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市総合計画との関連	2
4 市地域防災計画等との関連	2
5 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	16
1 武力攻撃事態	16
2 緊急処理事態	17
第2編 平素からの備え	18
第1章 組織、体制の整備等	18
第1 市における組織、体制の整備	18
1 市の各課等における平素の業務	18
2 市職員の参集基準等	18
3 消防団の充実、活性化の推進等	20
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2 関係機関との連携体制の整備	22
1 基本的考え方	22
2 県との連携	22
3 近接市町村との連携	23
4 消防機関との連携	23
5 指定公共機関等との連携	23
6 自主防災組織等に対する支援	23
第3 通信の確保	25
第4 情報収集、提供等の体制整備	26
1 基本的考え方	26
2 警報等の伝達に必要な準備	27
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4 被災情報の収集、報告に必要な準備	29
第5 研修及び訓練	31
1 研修	31
2 訓練	31
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1 避難に関する基本的事項	33
2 避難実施要領のパターンの作成	34
3 救援に関する基本的事項	34
4 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等	35
5 避難施設の指定への協力	35

6	医療救護体制の確立	35
7	医療資器材の確保	36
8	生活関連等施設の把握等	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	38
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備、点検等	38
第4章	積雪期の体制整備	40
1	除排雪体制、施設整備等の推進	40
2	緊急活動体制の整備	40
3	総合的な雪対策の推進	40
第5章	国民保護に関する啓発	41
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	41
第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	42
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	市対策本部の設置等	45
1	市対策本部の設置	45
2	通信の確保	51
第3章	関係機関相互の連携	52
1	国の事態対策本部、県の対策本部との連携	52
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	52
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	53
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	53
6	市の行う応援等	54
7	自主防災組織等に対する支援等	54
8	住民への協力要請	55
第4章	警報及び避難の指示等	56
第1	警報の伝達等	56
1	警報の内容の伝達等	56
2	警報の内容の伝達方法	57
3	緊急通報の伝達及び通知	57
第2	避難住民の誘導等	58
1	避難の指示の通知、伝達	58
2	避難実施要領の策定	59
3	避難住民の誘導等	64
4	輸送力の確保	67
第3	避難住民の受入れ、復帰	68
1	避難住民の受入れ	68
2	避難の長期化への対処	68
3	避難の指示解除後の措置	69
第4	事態の類型等に応じた留意事項	70

第5章	救援等	72
1	救援の実施	72
2	関係機関との連携	72
3	救援の内容	73
4	医療救護活動	73
5	遺体の埋葬及び火葬	74
第6章	安否情報の収集、提供	75
1	安否情報の収集	76
2	県に対する報告	79
3	安否情報の照会に対する回答	81
4	日本赤十字社に対する協力	84
第7章	武力攻撃災害への対処	85
第1	武力攻撃災害への対処	85
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	85
2	武力攻撃災害の兆候の通報	85
第2	応急措置等	86
1	退避の指示	86
2	警戒区域の設定	87
3	応急公用負担等	88
4	消防に関する措置等	89
第3	生活関連等施設における災害への対処等	91
1	生活関連等施設の安全確保	91
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	91
第4	NBC攻撃による災害への対処等	93
1	応急措置の実施	93
2	国の方針に基づく措置の実施	93
3	関係機関との連携	93
4	汚染原因に応じた対応	93
5	市長の権限	94
6	要員の安全の確保	95
第8章	被災情報の収集及び報告	96
第9章	保健衛生の確保その他の措置	97
1	保健衛生の確保	97
2	廃棄物の処理	98
第10章	ボランティアの受入れ	99
第11章	特殊標章等の交付及び管理	100
第4編	原子力発電所における武力攻撃事態等への対処	102
1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	102
2	武力攻撃原子力災害への備え	102
3	通報等及び実施体制の確立	103
4	応急対策等	107
第5編	復旧等	112
第1章	応急の復旧	112
1	基本的考え方	112

2	公共的施設の応急の復旧	1 1 2
第2章	武力攻撃災害の復旧	1 1 3
第3章	国民生活の安定に関する措置	1 1 4
1	被災者のための相談、支援等	1 1 4
2	生活関連物資等の価格安定	1 1 4
3	避難住民等の生活安定等	1 1 4
4	生活基盤等の確保	1 1 5
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 1 6
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 1 6
2	損失補償、損害補償及び実費弁償	1 1 6
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 1 6
第6編	緊急対処事態における対処	1 1 7
1	緊急対処事態	1 1 7
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 1 7

(資料編は別冊)

作	成	平成19年3月22日
変	更	平成28年6月7日
変	更	令和2年11月26日

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけと構成等

十日町市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるという市の責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び新潟県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画である十日町市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

3 市総合計画との関連

十日町市総合計画（以下「市総合計画」という。）は、市で策定する行政計画の最上位計画である。市国民保護計画は、市総合計画との整合を図り、市総合計画の重点プロジェクトである、安全・安心のまちづくりを推進するものとする。

4 市地域防災計画等との関連

十日町市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から住民等の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものである。

しかし、想定する災害の様態並びに避難、救援等に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害時の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変にその運用を図る。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、十日町市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、新潟県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 住民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに消防機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実、活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

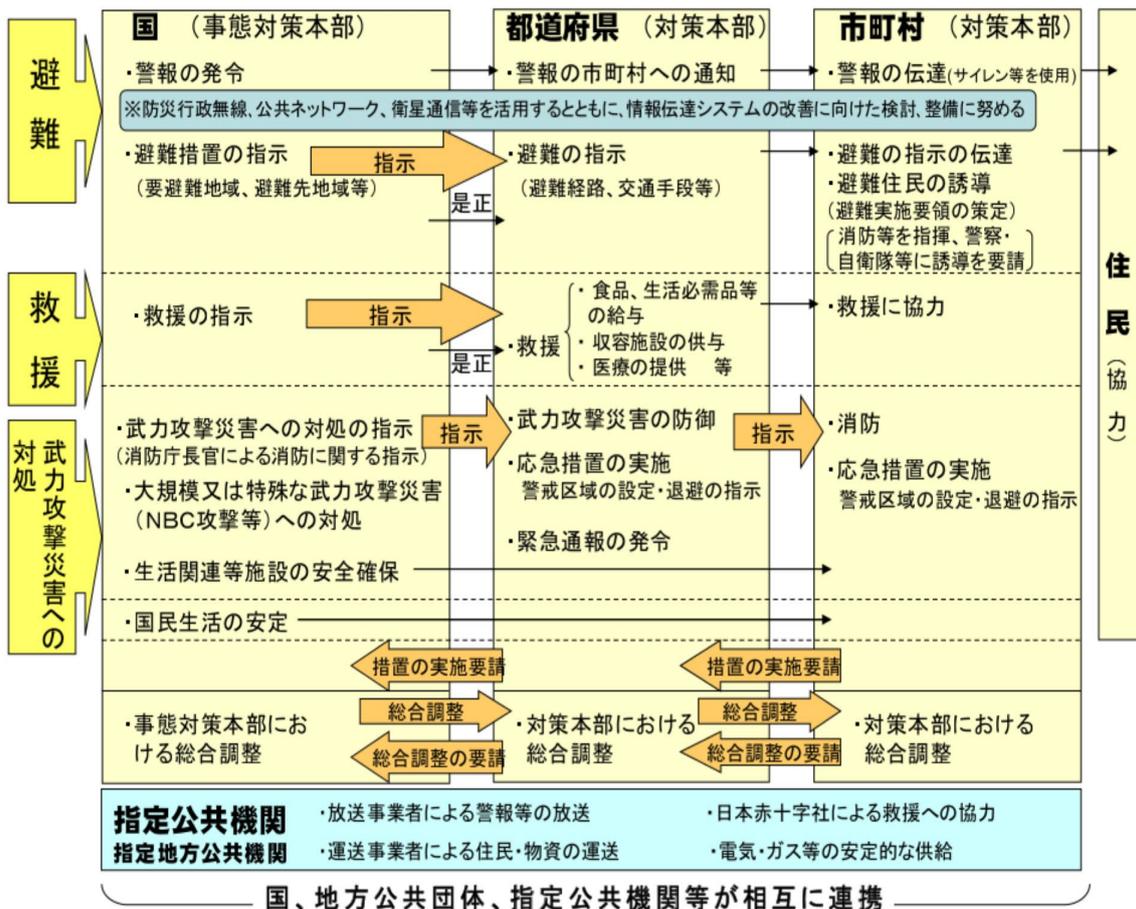
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
十日町市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の事務（県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の連絡先

※ 資料編

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地理的条件

十日町市は、新潟県南部に位置し、東は魚沼市、南魚沼市及び湯沢町、西は柏崎市及び上越市、南は津南町及び長野県栄村、北は長岡市及び小千谷市とそれぞれ接している。

位置、広ぼう

面積	位置		広ぼう		海拔	
	東経	北緯	東西	南北	最高	最低
590.39km ²	138度46分	37度07分	31.4km	41.1km	2,010m	87.7m

(2) 地形と地質

市の東側には魚沼丘陵が連なり、最南部は上信越高原国立公園の一角を占め、標高2,000m級の山岳地帯となっている。市の中央部を日本一の大河信濃川が北北東に貫流し、これに沿って、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されている。市の西側には、東頸城丘陵の山々が連なり、その山間を北北東に渋海川が流れ、褶曲谷に点在する集落と棚田の美しい農山村の景観を呈している。

市域の大部分に新生代魚沼層が分布しており、地震や大雨、融雪による土中への水の浸入等により、地すべりや土砂崩れの発生しやすい箇所が、市内に数多く散在している。



(3) 気温

十日町市の過去10年間（平成21年～令和元年）の平均気温の推移は表のとおりである。1月、2月は雪の降る日が多く気温は氷点近くとなり、逆に8月は概ね25℃前後となっている。

平均気温の推移

(単位：℃)

年 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
平成21	1.0	1.8	4.2	10.6	16.6	20.3	22.9	23.8	19.9	14.6	8.9	3.5	12.3
22	0.6	1.0	3.0	7.4	15.0	20.7	24.7	27.0	21.5	15.2	8.1	3.8	12.3
23	-1.4	0.8	1.4	6.7	15.4	20.4	25.0	25.2	21.6	14.0	9.5	1.7	11.7
24	-1.0	-0.9	2.3	8.2	15.1	19.9	24.6	26.5	23.0	14.8	7.1	1.0	11.7
25	-0.8	-0.7	3.2	7.6	15.6	21.2	24.0	25.1	20.8	16.2	7.4	2.3	11.8
26	-0.5	-0.3	2.9	9.3	16.0	21.1	23.6	24.2	19.5	14.1	8.9	1.1	11.7
27	0.1	0.8	3.6	8.9	17.4	19.8	24.3	24.6	19.2	13.6	9.9	4.2	12.2
28	0.7	1.3	4.3	12.0	17.9	20.4	23.8	25.0	21.5	14.6	7.6	3.5	12.7
29	0.4	0.5	3.0	9.4	16.6	18.2	24.6	24.7	19.8	14.3	6.4	1.6	11.6

30	-0.3	-0.3	4.6	11.5	16.0	20.3	26.5	25.3	20.1	15.0	9.3	3.1	12.6
令和元	0.1	1.1	4.2	9.0	16.9	19.6	24.0	26.2	21.8	15.9	8.4	3.7	12.6
2	2.7	2.1	5.9	8.3	16.6	21.3	22.4	26.4	22.4				
平均	0.1	0.6	3.6	9.1	16.3	20.3	24.2	25.3	20.9	14.8	8.3	2.7	12.1

資料：独立行政法人森林総合研究所十日町試験地

(4) 降水量

十日町市の降水量は多く、過去10年間（平成21年～令和元年）の平均で年間2,761.7mmにも達する。特に豪雪地帯であるため12月～2月の3か月間に年間降水量の約4割が集中している。

降水量

(単位：mm)

月 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間 降水量
平成21	259.5	196.0	200.5	114.0	59.0	67.5	219.5	175.0	76.5	145.0	203.0	323.5	2,039.0
22	605.0	226.5	210.0	143.5	100.5	140.5	174.5	186.0	221.5	178.5	192.0	394.0	2,772.5
23	695.0	150.0	275.0	125.0	147.0	217.5	560.0	110.0	227.5	159.5	256.0	458.5	3,381.0
24	477.5	364.0	226.0	141.0	102.5	79.0	191.5	49.0	215.5	131.5	321.5	541.0	2,840.0
25	411.5	318.5	85.0	165.0	71.0	187.0	239.0	339.5	286.0	256.5	248.0	366.0	2,973.5
26	352.5	203.5	284.5	60.5	84.0	104.0	252.0	382.0	88.5	153.5	223.5	746.0	2,934.5
27	446.5	313.0	197.5	146.5	77.5	76.5	127.0	144.0	163.5	75.5	226.5	341.0	2,335.0
28	300.0	240.5	110.5	132.5	82.0	116.0	190.0	238.0	274.0	99.0	150.0	350.0	2,282.5
29	579.0	310.0	162.5	109.5	84.5	94.5	395.0	287.5	166.0	302.5	276.5	348.5	3,166.0
30	374.5	261.5	113.0	85.0	184.0	56.5	63.0	325.5	231.5	107.5	132.5	434.5	2,369.0
令和元	430.0	157.0	181.0	166.5	111.0	258.5	157.0	224.0	94.0	275.0	151.0	281.0	2486.0
2	292.5	295.5	163.5	188.0	74.0	126.5	359.0	91.0	237.0				
平均	435.2	253.0	184.0	131.4	98.0	127.0	244.0	212.6	190.1	171.3	216.4	416.7	

資料：独立行政法人森林総合研究所十日町試験地

(5) 雪

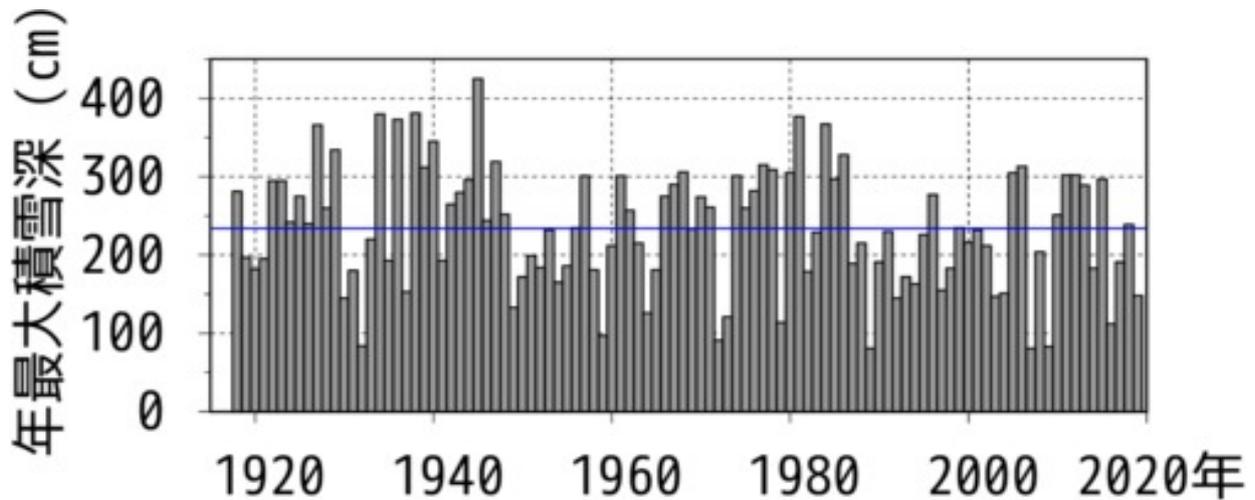
積雪について、大正7年から平29年までの100年間の年最大積雪深の平均は214cm、年最大積雪深の極は425cm(1945. 2. 26)、日最大降雪深105cm(1976. 1. 20)となっている。

また、降雪日数の平均が76日と、3か月近くも雪の降る日があり、根雪期間の平均は120日、12月から4月までの約4か月間を雪の中で生活しなければならないことは、十日町市の気候における大変大きな特徴となっている。

雪の諸記録

	初雪 月/日	終雪 月/日	根雪			最大降雪深		最大積雪深		降雪深 累計 cm
			初日 月/日	終日 月/日	期間 日	極 cm	起月日 月/日	極 cm	起月日 月/日	
平成4年～5年	11/26	4/10	12/11	4/12	123	53	2/25	172	2/26	841
5年～6年	11/24	4/8	12/15	4/12	119	50	1/19	163	2/25	908
6年～7年	11/27	4/3	12/15	4/16	123	54	1/13	226	2/22	1,133
7年～8年	11/8	4/21	12/7	4/27	143	89	2/1	277	2/2	1,241
8年～9年	11/13	3/24	12/20	4/1	103	52	2/21	155	2/23	764
9年～10年	12/2	4/1	1/5	4/4	90	63	1/21	183	1/29	811
10年～11年	11/18	4/8	12/30	4/16	108	66	2/2	235	2/15	1,016
11年～12年	11/17	3/26	12/7	4/16	132	56	3/8	216	3/10	1,053
12年～13年	11/28	3/31	12/12	4/19	129	66	1/15	232	1/17	1,213
13年～14年	11/27	3/24	12/7	4/1	116	52	1/28	212	2/15	851
14年～15年	11/5	4/9	12/9	4/7	120	58	1/4	147	2/1	866
15年～16年	12/4	3/18	12/8	4/1	116	39	1/23	151	2/8	769
16年～17年	12/6	3/30	12/22	4/27	127	88	1/11	305	2/5	1,393
17年～18年	11/16	4/20	12/10	5/3	145	88	12/23	313	1/12	1,656
18年～19年	12/2	4/5	12/29	3/27	89	38	12/29	81	2/3	497
19年～20年	11/18	3/31	12/31	4/9	101	60	12/31	204	2/17,18	961
20年～21年	11/19	4/1	12/26	3/9	74	41	2/16	83	1/15	516
21年～22年	11/2	4/15	12/15	4/18	125	100	1/13	251	1/17	1,097
22年～23年	12/9	3/30	12/24	4/29	127	66	1/19	302	1/31	1,360
23年～24年	11/21	4/8	12/17	4/27	133	64	12/9	302	2/11	1,512
24年～25年	11/14	4/22	12/7	4/18	133	60	2/21	289	2/25	1,386
25年～26年	11/11	3/22	12/12	4/11	121	48	1/10	183	3/8	1,005
26年～27年	11/18	3/26	12/5	4/25	142	65	12/7	297	2/10	1,341
27年～28年	11/27	3/26	12/27	3/27	92	33	3/1	112	3/2	636
28年～29年	11/9	3/11	12/10	4/14	126	53	1/14	191	2/13	918
29年～30年	11/16	3/12	12/12	4/6	116	70	12/13	239	2/19	1085
30年～31年	11/22	4/6	12/9	3/30	112	42	12/28	148	2/14	804
令和元年～2年	11/28	4/6	1/31	3/3	33	40	2/6	72	2/11	347

本表の平均	11/20	4/ 4	11/29	4/12	118	61	1/24	212	2/ 9	1,038
-------	-------	------	-------	------	-----	----	------	-----	------	-------



資料：独立行政法人森林総合研究所十日町試験地大積雪深グラフ

(6) 風

過去10年間（平成16年～25年）の十日町市における平均風速と最多風向の推移は表のとおりである。風向は通常気圧配置によって決まるが、地形や河川走行によって変化させられることもあり、十日町地域の場合もこれに該当し、冬でも南の風が吹くことが多い。

平均風速と最多風向の推移

年 \ 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
		平成	1.1	0.9	0.8	1.3	0.9	0.7	0.8	1.3	0.8	0.7	0.9	0.9
16	平均風速 (m/s)	南	南	南	南西	南	北	南	南	南	南	南南西	南	南
17	平均風速 (m/s)	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.0	0.8	0.7	0.8	0.7	1.1	0.8	0.9
17	最多風向	南南西	南	南南西	南南西	北北東	南	南	南	南	南	南南西	南	南
18	平均風速 (m/s)	0.6	0.6	0.9	0.9	1.0	1.0	0.6	0.8	0.7	0.7	0.8	1.0	0.8
18	最多風向	南	南	南南西	南南西	南	南	北北東	北	南	南	南南西	南南西	南
19	平均風速 (m/s)	0.9	1.0	1.2	1.1	1.3	0.9	0.6	0.8	0.8	0.9	1.1	1.1	1.0
19	最多風向	南	南	南	南西	南	南	北	南	南	南	南	南	南
20	平均風速 (m/s)	0.9	0.9	0.8	1.3	1.4	0.9	0.7	0.9	0.8	0.9	1.1	1.2	1.0

	最多風向	南	南	南	南南西	南	北	南	南	南	南	南南西	南	南
年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
21	平均風速 (m/s)	1.0	0.8	1.2	1.3	1.1	0.9	0.7	0.7	1.1	1.4	1.5	1.4	1.1
	最多風向	南	南南西	南	北	南	南	北	北	南	南	南	南南西	南
22	平均風速 (m/s)	1.4	1.1	1.3	1.6	1.5	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3
	最多風向	南	南	北	南西	南	西北西	南	南	南南西	南南西	南南西	南	南
23	平均風速 (m/s)	1.1	1.2	1.2	1.3	1.7	1.2	1.3	1.2	1.5	1.3	1.3	1.1	1.3
	最多風向	南	南	南南西	南南西	西北西	南南西	南	南南西	南	南	南西	南	南
24	平均風速 (m/s)	0.9	1.2	1.2	1.6	1.6	1.4	1.2	1.4	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4
	最多風向	南	南	南	南南西	南	北北東	北西	北西	南	南	南	南	南
25	平均風速 (m/s)	1.1	1.2	1.3	1.6	1.7	1.4	1.3	1.3	1.4	1.3	1.5	1.4	1.4
	最多風向	南	南	西北西	西北西	西北西	北西	南	南	南	南南西	南南西	南	南
26	平均風速 (m/s)	1.1	1.2	1.2	1.5	1.6	1.6	1.2	1.2	1.4	1.4	1.4	1.2	1.3
	最多風向	南	南	南南西	南南西	西北西	南	北	南	南	南南西	南	南	南
27	平均風速 (m/s)	1.2	1.4	1.3	1.2	1.6	1.6	1.2	1.4	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3
	最多風向	南	南	南南西	南西	北西	南	北北東	南	西	西北西	南南西	南西	南
28	平均風速 (m/s)	1.7	1.3	1.3	1.8	1.7	1.5	1.3	1.3	1.2	1.4	1.4	1.6	1.5
	最多風向	南	南	南西	西北西	北西	北西	北北東	北西	南	南南西	南	南南西	南
29	平均風速 (m/s)	1.6	1.7	1.3	1.7	1.4	1.5	1.3	1.3	1.4	1.3	1.2	1.6	1.4

最多風向		南	南南西	南南西	南南西	北西	西北西	南	南	西南西	南南西	南南西	南	南南西
年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
	30	平均風速 (m/s)	1.6	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	1.4	1.2	1.4
最多風向		南南西	南	南西	南西	南	南	北西	南	南南西	南南西	南南西	南南西	南南西
31.元	平均風速 (m/s)	1.6	1.1	1.3	1.6	1.9	1.5	1.2	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3	1.4
	最多風向	南南西	南	南西	南	南	南	南	南	南	南	南	南南西	南
2	平均風速 (m/s)	1.3	1.3	1.6	1.8	1.4	1.3	1.1	1.2	1.4				
	最多風向	南	南	南南西	南南西	北西	北西	南	北西	南				

資料：十日町地域気象観測所（アメダス）より作成

(7) 人口の状況

十日町市の人口（平成12年以前の数値は旧十日町市、旧川西町、旧中里村、旧松代町及び旧松之山町の合算値を使用）は、昭和40年の国勢調査で90,555人であったが、その後減少を続け、平成27年の国勢調査では54,917人と50年間で33,843人減少している。年齢区分別に平成27年の国勢調査人口を見ると、年少人口（0歳～14歳）は6,266人、生産年齢人口（15歳～64歳）は、28,866人となっている一方、老年人口（65歳以上）は19,725人となっている。総人口に占める老年人口の割合（昭和40年：8.0%、平成27年：36.0%）は拡大し続けており、全国平均（平成27年：26.6%）を上回るペースで高齢化が進行している。

人口減少の主な要因としては、地域内産業の不振などによる若者を中心とした生産年齢人口層の転出に加え、少子化の進行が挙げられる。特に山間地域での人口減少が顕著であり、中には地域コミュニティの維持が困難な集落も出てきている。また、中心市街地（十日町地区）においても大幅な人口減少が見られ、市街地の空洞化が進行している。

人口、世帯

区 分	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
総 数	90,555	85,365	81,746	78,791	74,620	70,938	67,962	65,033	62,058	58,911
男	43,706	41,256	39,910	38,636	36,567	34,831	33,245	31,769	30,174	28,604
女	46,849	44,109	41,836	40,155	38,053	36,107	34,717	33,264	31,884	30,307
十日町地区	15,287	14,599	13,848	12,811	11,946	11,213	10,707	10,015	9,500	9,241
中条地区	9,579	10,527	11,012	11,228	11,126	10,742	10,555	10,303	10,097	9,915
川治地区	7,159	8,146	8,992	9,216	8,964	8,989	8,789	8,684	8,359	8,225
六箇地区	1,293	1,102	998	970	942	864	826	764	647	572
吉田地区	4,566	4,163	4,060	3,903	3,740	3,489	3,288	3,092	2,963	2,694
下条地区	4,645	4,399	4,374	4,329	4,292	4,212	4,089	3,961	3,777	3,554
水沢地区	7,047	6,683	6,927	7,098	6,995	6,769	6,474	6,183	5,965	5,683
川西地区	12,197	10,975	10,205	9,883	9,423	8,912	8,524	8,185	7,756	7,220
中里地区	8,341	7,558	7,127	7,057	6,821	6,765	6,602	6,422	6,187	5,692
松代地区	11,332	9,740	8,273	7,114	6,026	5,207	4,690	4,240	3,923	3,573
松之山地区	9,109	7,473	5,930	5,182	4,345	3,776	3,418	3,184	2,884	2,542
増 減 数	△6,025	△5,190	△3,619	△2,955	△4,171	△3,682	△2,976	△2,929	△2,975	△3,147
増減率 (%)	△ 6.2	△ 5.7	△ 4.2	△ 3.6	△ 5.3	△ 4.9	△ 4.2	△ 4.3	△ 4.6	△ 5.1
世 帯 数	19,005	19,537	19,979	19,978	19,494	19,208	19,261	19,348	19,207	18,983

※ 平成12年以前の数値は、旧市町村の合算値

資料：国勢調査

区 分	平成 27年									
総 数	54,917									
男	27,479									
女	29,873									
十日町地区	9,112									
中条地区	9,493									
川治地区	7,938									
六箇地区	515									
吉田地区	2,663									
下条地区	3,409									
水沢地区	5,507									

川西地区	6,885								
中里地区	5,393								
松代地区	3,346								
松之山地区	2,167								
増減数	△3,994								
増減率(%)	△7.3								
世帯数	20,054								

※ 平成12年以前の数値は、旧市町村の合算値

(8) 道路の位置等

道路は、長野県長野市から小千谷市に繋がる一般国道117号が信濃川とほぼ平行に通っており、これと交差する形で柏崎市から福島県会津若松市に繋がる一般国道252号及び上越市から南魚沼市に繋がる一般国道253号が通っている。ほかに、群馬県桐生市から柏崎市に繋がる一般国道353号、新潟市から長野県松本市に繋がる一般国道403号、群馬県中之条町から上越市に繋がる一般国道405号が通っている。

また、幹線的な道路のうち主なものは、県道松代高柳線や小千谷十日町津南線、大和焼野線、十日町六日町線、十日町川西線、十日町当間塩沢線、十日町塩沢線などがあり、市道では、高山太子堂線や本町西線、川治昭和町線、山本高山線、新座線などがある。

(9) 鉄道の位置等

鉄道は、JR飯山線が長野県の豊野駅（長野駅まで信越線経由で乗り入れ）と越後川口駅を結んでいる。また、ほくほく線が六日町駅から犀潟駅にのびている。JR飯山線、ほくほく線ともに、通勤通学はじめ、生活路線として利用されている。

(10) 原子力発電施設

市に隣接して、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。1985年に1号機が営業運転を開始し、1997年の7号機の運転開始をもって全号機が営業運転を開始し、合計出力では世界一の規模となっている。

(11) 消防機関

十日町地域の消防機関は、十日町地域広域事務組合（以下「広域事務組合」という。）が、十日町市四日町に十日町地域消防本部、同消防署を設置、松之山小谷にしづみ分署、津南町卯ノ木に南分署を設置している。（職員数114人）

併せて、十日町市消防団を設置し、5方面隊編成33分団1,748人で対応している。（令和2年4月1日現在）

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、

周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生や拡大防止のための措置を実施する必要がある。なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により、周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほか、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素等の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC(N:核兵器、B:生物兵器、C:化学兵器)兵器が用いられた場合の対処については、特別な留意が必要である。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

第2編 平素からの備え

第1章 組織、体制の整備等

第1 市における組織、体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置やサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各課等における平素の業務

市の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備に係る業務を行う。なお、十日町市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の組織編成及び業務については、市地域防災計画上の業務との整合性を図りながら円滑に行うよう努める。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が集合できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部と連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び防災安全課職員と連絡がとれる24時間即応可能な体制を確保する。

※【市における24時間体制の確保について】

防災安全課職員は、休日、夜間においても、配備基準の要件となる情報を本庁当直室から電話により受けた場合、又はテレビやラジオ等により得た場合は、あらかじめ定められた伝達系統に従い、速やかに関係する各課の職員に対し、電話、メール等により連絡を行う。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともにその参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①当課体制	防災安全課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じてその都度定める。
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は支所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全職場での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全職場での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人が殺傷される行為等の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全職場での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全職場での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人が殺傷される行為等の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※ ①の体制を整えるかどうかの判断は防災安全課長が行うものとする。

※ ②の体制を整えるかどうかの判断は市長が行うものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

幹部職員（市の参事以上の職員とし、以下同様とする。）及び防災安全課職員は参集時の連絡手段として、常時携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災安全課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部における本部長、副本部長及び本部員の代理職員については、以下のとおりとする。（市対策本部の組織については、第3編第2章に記載）

【市対策本部長、市対策副本部長等の代理職員】

名称		代理職員 (第1順位)	代理職員 (第2順位)	代理職員 (第3順位)
本部長	市長	副市長	教育長	総務部長
副本部長	副市長	教育長	総務部長	防災安全課長
	教育長	総務部長	防災安全課長	企画政策課長
	総務部長	防災安全課長	企画政策課長	総務課長

【現地対策本部長、副本部長等の代理職員】

名称		代理職員 (第1順位)	代理職員 (第2順位)	代理職員 (第3順位)
本部長	支所長兼 地域振興課長	市民課長	農林建設課長 地域振興課長補 佐	地域振興課長補 佐 市民課長補佐
副本部長	市民課長	農林建設課長 地域振興課長補 佐	地域振興課長補 佐 市民課長補佐	市民課長補佐 公民館副館長

※原則として、対策本部及び現地対策本部とも、各部長の代理は同じ部の班長があたり、その班長の代理は同じ班の副班長があたる。副班長の代理は、同じ班の班員があたる。(代理する班長等は、あらかじめ指名しておくものとする。)ただし、兼務が可能な場合は、兼務も可とする。

※市対策本部の副本部長となる支所長兼地域振興課長の代理は、上記表の現地対策本部長の代理職員とする。ただし、現地対策本部を設置しなければならない場合は、現地対策本部業務を優先する。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員等についてあらかじめ定める。

3 消防団の充実、活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを行い、消防団の充実、活性化を図る。また、市は、県

と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、各該当課等において国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 ※表中「法」は、国民保護法を指す。

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。(法第82条)
	応急公用負担に関する事。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・2項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・2項)
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)	
訴訟に関する事。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、消防機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

4 消防機関との連携

市は、市の行う国民保護措置と、消防機関の行う国民保護措置との整合性を確保し、消防機関の避難誘導と消防活動の双方が適切に実施されるよう密接な連携を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくよう努める。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院や医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給、並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、県及び関係機関と協力し、区域内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的、物的ネットワークとの連携を図るよう努める。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織、町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知や自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団、市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置に

についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備、資機材の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等と連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された信越地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集、提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集、整理等を行うため、情報収集、提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集、提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理、運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備、拡充の推進、相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集、連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業

用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分な調整を図る。
・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
・担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線やFM緊急告知ラジオ、緊急速報メール、登録型メール配信システム（十日町あんしんメール）、市公式ホームページ、広報車両等、多様な情報伝達手段を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流関係団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線等多様な情報伝達手段の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線や、FM緊急告知ラジオ、緊急速報メール、登録型メール配信システム（十日町あんしんメール）、市公式ホームページ等多様な情報伝達手段の整備、更新、拡充を図る。

その際は、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）との接続についても検討する。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合の伝達方法について、伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設ごとに、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（次表参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。

【収集、報告すべき情報】

<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷(疾病)の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p>

- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族、同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

(上記①～⑦、⑪、⑭に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を定めるとともに、職員に対し、必要な研修や訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法、収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

(1) 情報の収集、連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集、連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日 に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
十 日 町 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 十日町市△△町A丁目○番地

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 宅 被 害		そ の 他
死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入。

市町村名	年月日	性別	年齢	死 亡 時 概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集及び連絡に当たる担当者に対し、情報収集と連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて職員に国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の見識を有する職員を育成するため、国、県等の研修機関による研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、自主防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、消防機関、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊、消防機関等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ②警報、避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報、安否情報に係る情報収集訓練
- ③避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、各施設で作成してある火災や地震等の計画、マニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うための訓練の実施について促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集、提供体制など既に記載しているものを除く。）この際、避難者の男女のニーズの違いについても、配慮するよう努める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網等のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約、整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の人口分布（男女別）、世帯数
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
 - 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定等一覧
- 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 要配慮者の避難支援プラン（要配慮者リストを含む）

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として今後作成する避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講ずる。その際避難誘導時において、福祉担当課を中心とした「要配慮者支援班」を迅速に設置するよう努める。また、市報や自主防災組織の防災訓練、研修等を通じ、住民に対し要配慮者への支援についての啓発を図る。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携、協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障がい者、乳幼児、児童等特に配慮を要する者等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンを作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県で行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【市対策本部において集約、整理すべき基礎的資料】

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎的資料として準備

- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地、火葬場所等のデータベース

4 運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、観光及び定期バス等)の数、定員
- ② 本社、支社等の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送態勢の把握及び整備

市は、県等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送態勢を把握し、整備する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 医療救護体制の確立

(1) 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。

(2) 救護所のスタッフ編成

市は、十日町市中魚沼郡医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係るスタッフ編成計画の策定に努める。

(3) 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

7 医療資器材の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定めるものとする。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会

	6号	原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8号	医療品医療機器等法	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

武力攻撃等の発生に備え、市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資料について、以下のとおり定める。なお、備蓄に当たっては、男女のニーズの違いについても配慮するよう努める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災用に備えた物と共通するものが多いため、可能なものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄及び調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄及び調達体制の整備を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県及び他の市町村、事業者等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄及び整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、近隣市町村及び関係業者との連携、仮設トイレやポンプ等の緊急資器材の備蓄、施設の整備等により機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地、建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 積雪期の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、市は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

1 除排雪体制、施設整備等の推進

市は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、県道の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪に留意し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

また、市は、国、県と連携のうえ、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防護柵等の道路防雪施設の整備に努める。

2 緊急活動体制の整備

市は、国、県の道路管理者等と相互に協議のうえ、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強い町づくりをこころがけるものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県、消防機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防機関及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についての普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合は、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約、分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

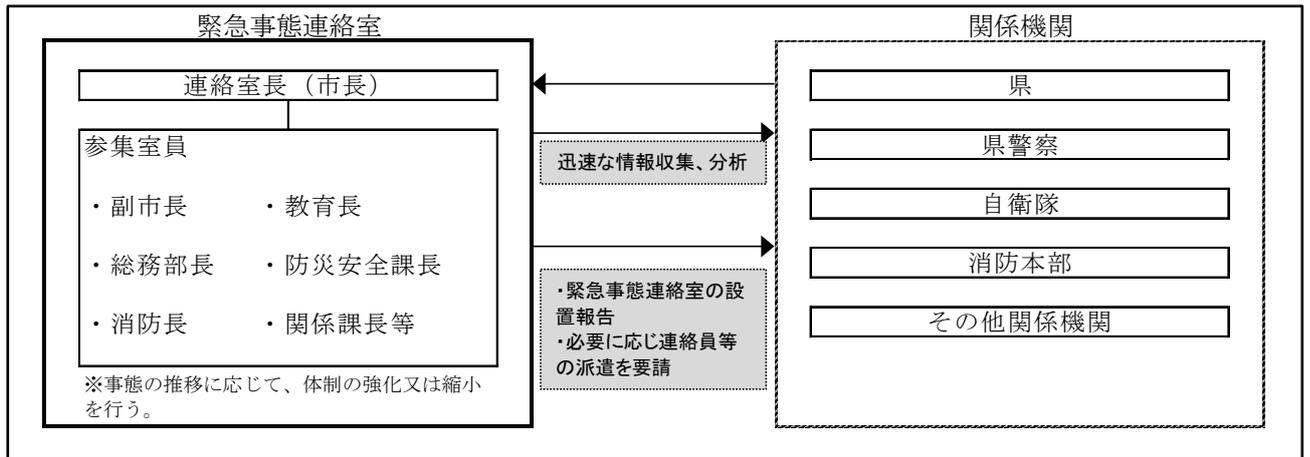
(1) 担当課体制における初動措置

市は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章第1の2で定める参集基準に従い、担当課の職員を速やかに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な連携を図る。

(2) 緊急事態連絡室の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市長を室長とし、市対策本部員のうち、防災安全課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定若しくは救急・救助の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

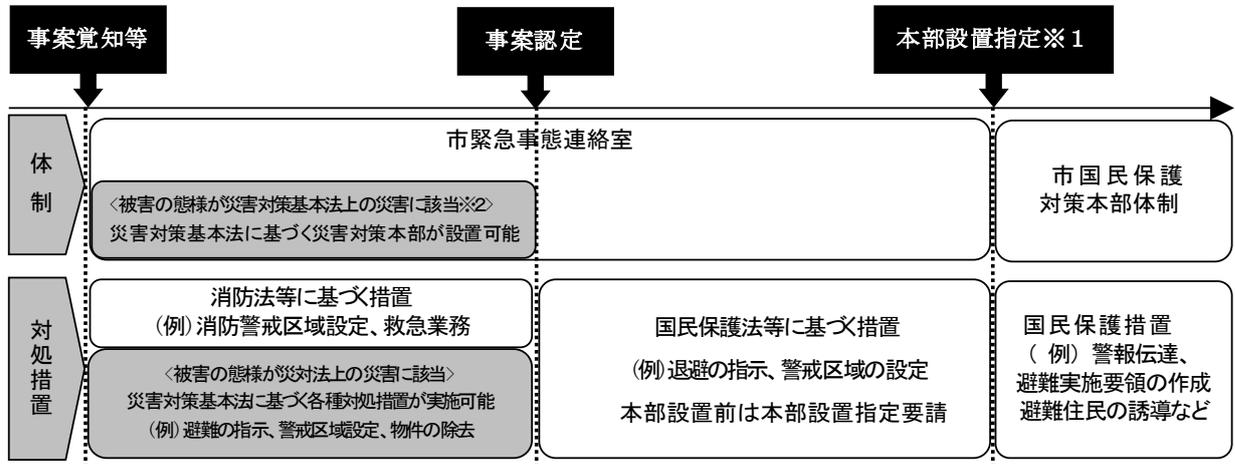
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置指定の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、対策本部を設置すべき指定通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災や爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合には、以下の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は直ちに市対策本部を設置する。（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）

③ 市対策本部員の参集

市対策本部事務局（防災安全課）は、市対策本部員等に対し、「武力攻撃事態等発生時の連絡体制表」等の連絡網を活用し、市対策本部等に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部事務局（防災安全課）は、市役所本庁舎防災安全課内又は車庫棟大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備、仮眠設備の確保等に努める。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市役所本庁舎が被災した場合等、市対策本部を市役所本庁舎に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位：消防本部、第2順位：中央公民館）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

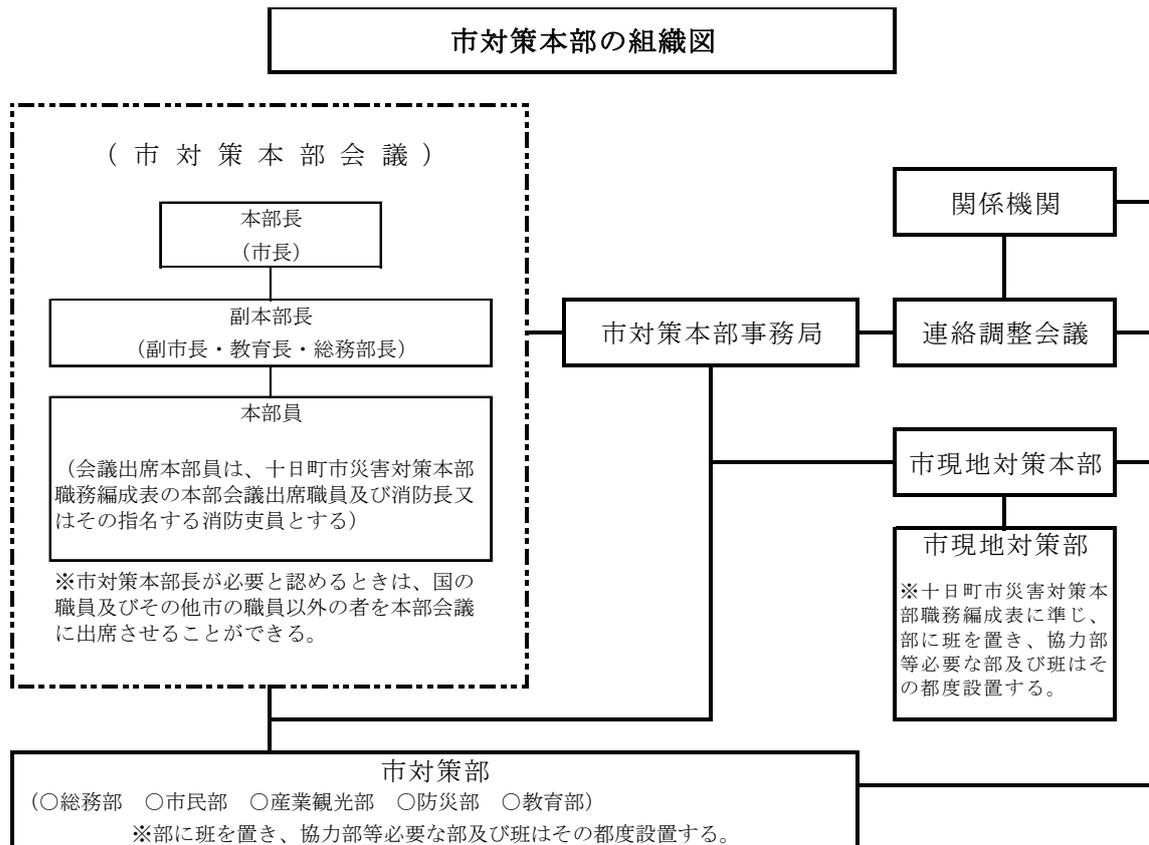
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、市地域防災計画と整合性を図るものとする。



※ 市対策本部会議における決定内容等を踏まえて、各部等において措置を実施するものとする。(市対策本部には、各部等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

(4) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の事態対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置にあたり、総合調整を実施する必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市対策本部長以外の業務

① 市対策副本部長

市対策副本部長は、市対策本部長を補佐し、市対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。(この場合、第2編第1章第1の2に定める順とする。)

② 市対策本部員

市対策本部員は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

③ 市対策本部事務局

市対策本部に、国民保護対策本部事務局を置く。構成は以下のとおりとする。

(ア) 事務局長

市対策本部事務局に、事務局長を置き、防災安全課長をもって充てる。事務局長は、本部長の命を受け、市対策本部事務局の事務を掌理する。

(イ) 事務局次長

市対策本部事務局に、事務局次長を置き、防災安全課長補佐をもって充てる。事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その事務を代理する。

(ウ) 事務局員

事務局員は、防災安全課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

④ 部及び班

市対策本部に部を置き、部に班を置く。原則として部及び班の編成は、十日町市災害対策本部職務編成表に定める部及び班と同様とし、別に定める。

(ア) 部長

部長は、市対策本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

(イ) 班長

班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督するとともに、あらかじめ指名された班長は、部長に事故があるときは、その事務を代理する。

(ロ) 副班長

副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その事務を代理する。

(ハ) 班員

班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(6) 市対策本部会議

① 招集

市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ市対策本部会議を招集し、その会議の議長にあたる。

② 構成

市対策本部会議の構成は、原則として、十日町市災害対策本部職務編成表の本部会議出席者及び消防長とし、市対策本部長が必要と認めるときは、国の職員及びその他、市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

③ 開催場所

原則として、市役所本庁舎防災安全課内又は車庫棟大会議室とする。なお、市対策本部を市役所本庁舎に設置できない場合の予備施設は、本章1の(1)の⑥に記載。

(7) 連絡調整会議

事務局長は、国民保護措置に関して各部及び関係機関と連絡調整を図るため、必要に応じて各部の部長及び班長又は関係機関の代表者等を招集して、連絡調整会議を開催する。

(8) 市対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行う業務に、市対策本部の情報班が当たる。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者

武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行い、広報を一元的に行う広報責任者には、「情報班長」が当たる。

② 広報手段

広報紙、テレビやラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット

ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

※ 資料編

(9) 市現地対策本部の設置

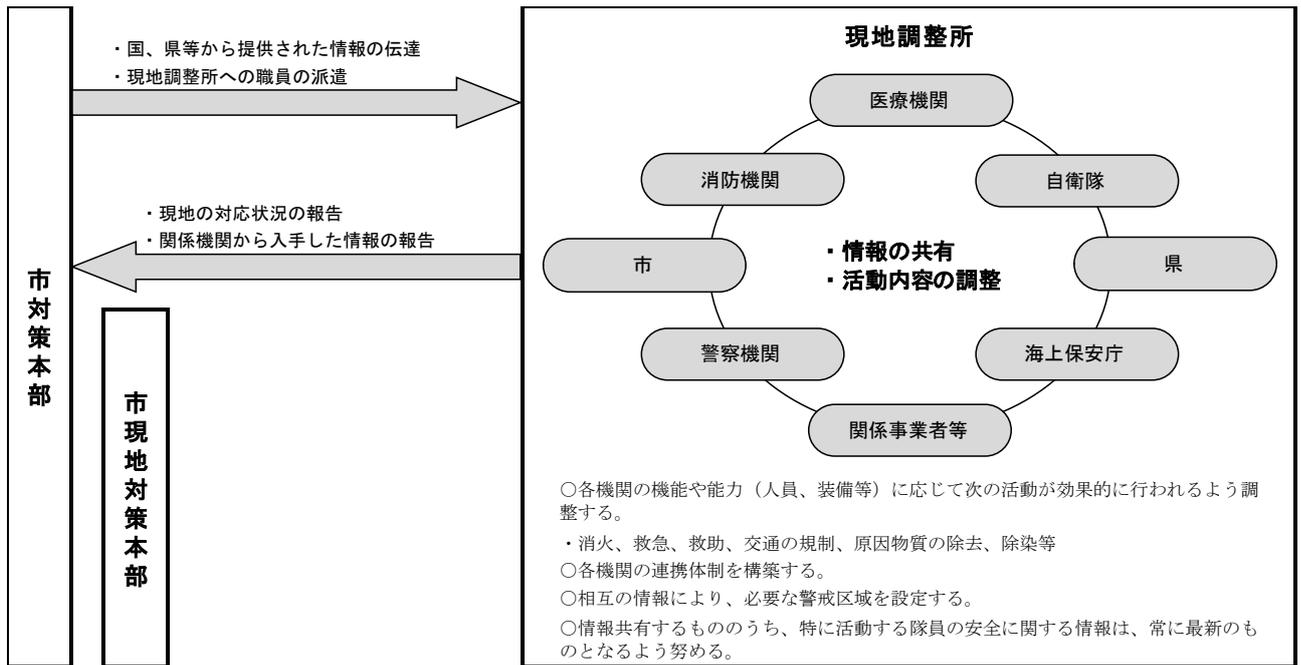
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国の事態対策本部、県等の対策本部との連絡、調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を支所等に設置する。

支所管内における市現地対策本部長は支所長兼地域振興課長が、市現地対策副本部長は市民課長が当たる。原則として部及び班の編成は十日町市現地災害対策本部職務編成表に定める部及び班と同様とする。

(10) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、国民保護措置が実施される現場において、関係機関(県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関の間の連絡調整を図る。

※【現地調整所の組織編成】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般と考えられる。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

(11) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、対策本部を設置する場合、消防機関と密接に連携する。また、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の事態対策本部、県の対策本部との連携

(1) 国の事態対策本部、県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の事態対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国、県の現地対策本部との連携

市は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。（国民保護等派遣）また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、当該区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部長又は当市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会の長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織や町内会等に対し、必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その活動の可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、以下に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民等の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達、通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

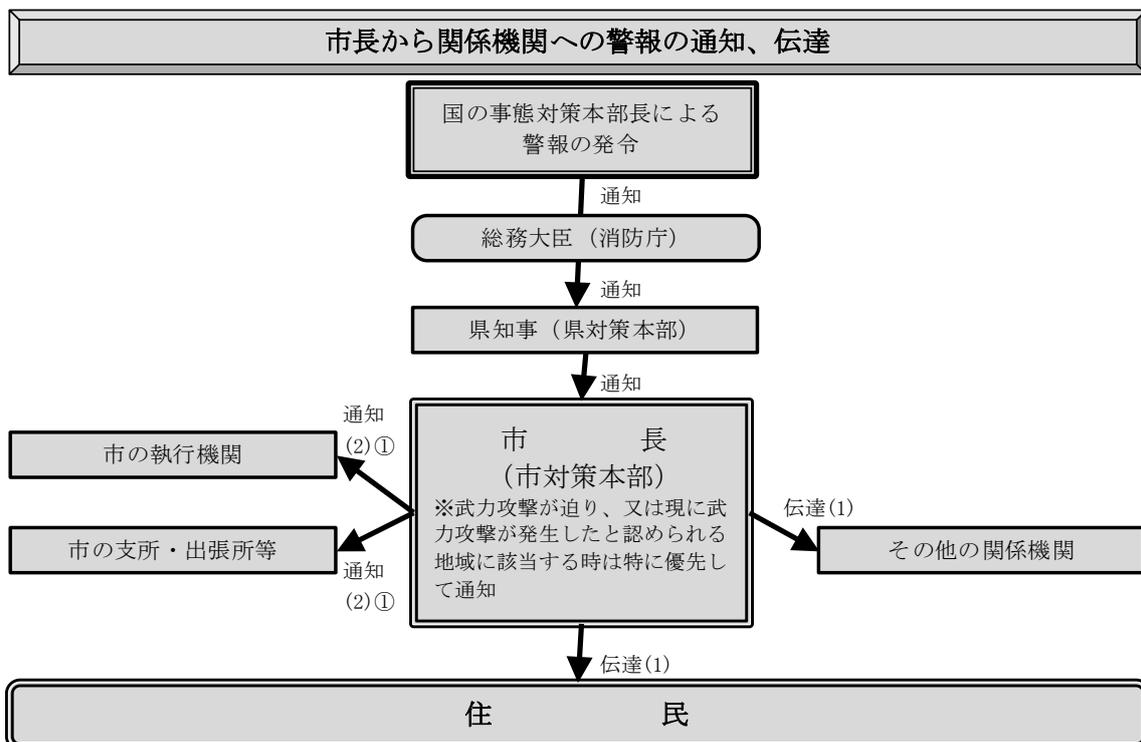
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（自主防災組織、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.tokamachi.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知、伝達の仕組み図



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等を用いて、原則として以下の要領により情報を伝達する。
- ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合、この場合においては、原則として、防災行政無線、FM緊急告知ラジオ、広報車両により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を防災行政無線、FM緊急告知ラジオ、緊急速報メール、十日町あんしんメール、市公式ホームページ、広報車両等、あらゆる手段により周知する。
 - ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
 - (ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線、FM緊急告知ラジオ、十日町あんしんメール、市ホームページ等の手段により、周知を図る。
 - (イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図る。また、上記①及び②とも、次の(2)で述べる、消防団、自主防災組織、町内会等による伝達、協力依頼などの方法も活用する。
- (2) 市長は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
- また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、市地域防災計画に基づき作成する、避難支援プランを活用するなどし、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

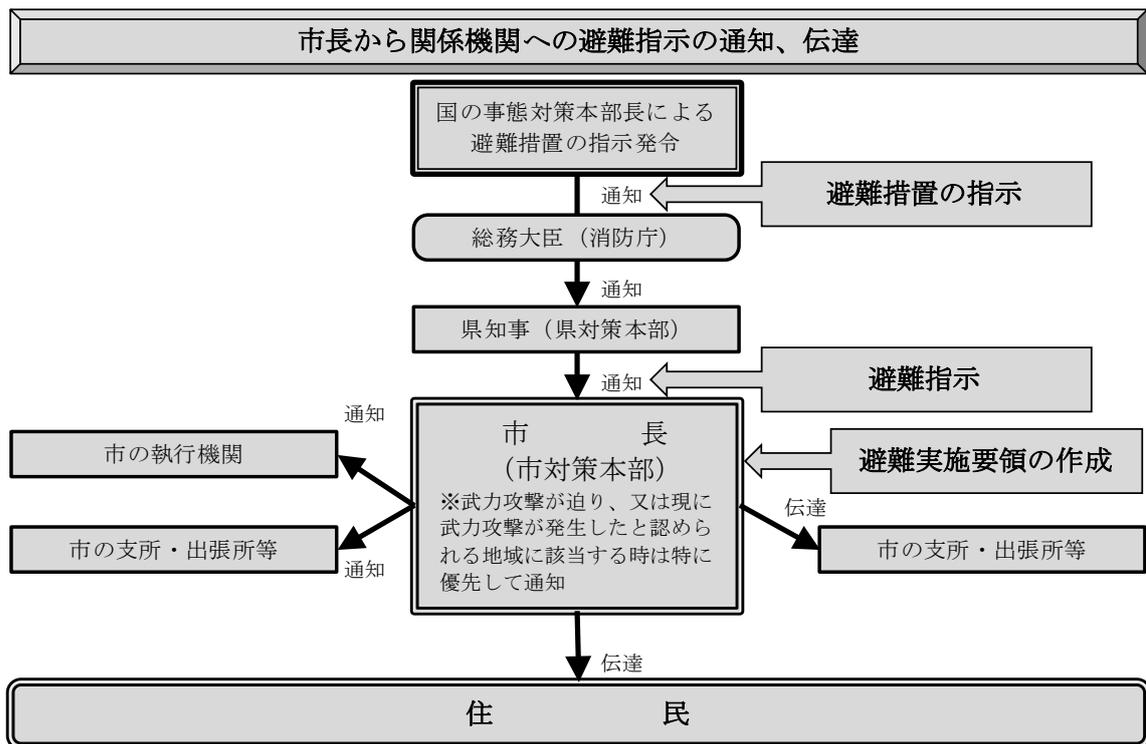
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知、伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知、伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知、伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

また、積雪期における避難には、避難経路や交通手段が制限され、移動に時間がかかることが予想されることから、避難実施要領の策定に当たっては、道路の除雪状況や天候及び時間的余裕の確保等に十分配慮する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領作成の際の主な留意事項】

市は、避難実施要領に次の項目について記載を行う。

ただし、緊急の場合には、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容とすることができるものとする。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自主防災組織、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：「十日町市〇〇町」、「〇〇町内会」等を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：十日町市〇〇町にある〇〇小学校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：十日町市〇〇町にある〇〇中学校グラウンドに集合する。集合するにあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものと

し、要配慮者については、自動車等の使用も可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際は、交通機関の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日 15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の住所を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間、避難経路等、避難誘導の詳細な内容を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、○○鉄道○○線○○駅より、○月○日の○：○○及び○：○○のA市A駅行きの列車で避難を行う。A市A駅に到着後は、A市及び十日町市職員の誘導に従って、徒歩で○○高校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織、町内会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日○○：○○に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身

軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット、頭巾等で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴等を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：十日町市対策本部 TEL 025-757-×××× 担当〇〇〇〇)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領 (例)

新潟県十日町市長

〇月〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

十日町市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 十日町市のA地区の住民は、△△市のB地区にある県立B高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

バスの場合：十日町市A地区の住民は、十日町市立A小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ町内会、自主防災組織、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、Cバス会社の用意したバスにより、国道〇号を経由して、県立B高校体育館に避難する。

鉄道の場合：十日町市A地区の住民は、D鉄道××線〇〇駅前広場に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ町内会、自主防災組織、事業所等の単位で行動し、〇〇駅までの経路としては、できるだけ国道〇号又はE通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発△△市B駅行きの列車で避難する。△△市B駅到着後は、△△市職員及び十日町市職員の誘導に従って、主に徒歩で県立B高校体育館に避難する。・・・以下略・・・

- (2) 十日町市F地区の住民は、□□市G地区にある□□市立G中学校を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員、その責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕のある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、福祉関係者と連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット、頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴等を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

十日町市対策本部 担当 △△〇〇

TEL 025-757-××××（内線×××）

FAX 025-752-××××

・・・以下略・・・

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容確認
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の事態対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の事態対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の事態対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の事態対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

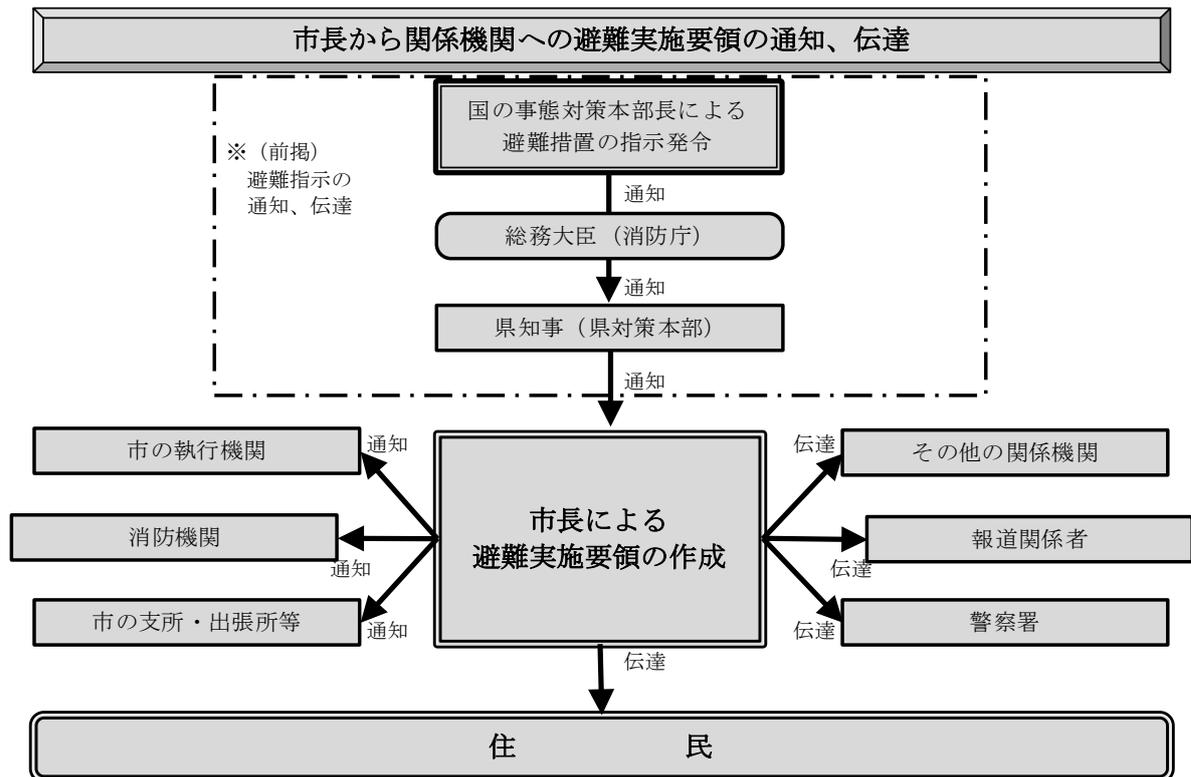
この場合において、市長は、県を通じた国の事態対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の事態対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導等

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員を指揮するとともに、消防機関の協力を得て、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、行政区等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の各要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、作業服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の各要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関との連携

市長は、広域事務組合の消防長等に対して必要な措置についての助言を求めるなど、必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、広域事務組合と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や行政区等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行う。

市長は、避難住民の不安の軽減のため、避難住民に対して、必要な情報を適時かつ適切に提供するとともに、可能な限り、事態の状況や行政側の対応等についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、武力攻撃災害の発生等により住民の避難が必要になった場合は、要配慮者が属する町内会、自主防災組織等を単位とした集団避難を行うよう、自主防災組織、町内会、民生委員、地域住民等の協力を求める。また、必要に応じて、市地域防災計画で定める、福祉避難所への避難も行う。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 園児、児童及び生徒への配慮

市は、園児、児童及び生徒の在校時において、教育長を通し、幼稚園、学校の管理者が速やかに、園児、児童及び生徒を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、教育長を通し、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、幼稚園、学校の管理者に対して、在籍する園児、児童及び生徒の安否確認について協力を依頼する。

また、市は、保育所園児の在園時においては、市福祉事務所長を通し、保育所の管理者が速やかに園児を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、市福祉事務所長を通し、在園以外に武力攻撃災害が発生した場合には、保育所の管理者に対して、在籍する園児の安否確認について協力を依頼する。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

① 食料、医療等の支援要請

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

② ヘリコプターの出動要請

市は、道路が輸送路として機能しない地域については、広域事務組合消防長に依頼し、新潟県消防防災航空隊の出動を要請する。

また、市は県と連携し、臨時ヘリポートを早期に確保する。

4 輸送力の確保

市長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくものとする。市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して知事に応援を要請するとともに、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の事態対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

第3 避難住民の受入れ、復帰

1 避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

市長は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れなければならない。

(2) 避難施設の開設

市長は、避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適切な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設することとする。

なお、避難所を開設した場合は、その状況について速やかに知事に報告する。

(3) 被災者に対する配慮

市長は、避難所の管理者に対し、その運営に当たり、保健衛生面はもとより人権の保護等、幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権に、可能な限り配慮した対策を講ずるよう求める。

2 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

住民の避難が長期化した場合、市は県と協力のうえ、避難所運営にあたって以下の点に留意するものとし、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、外国人等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮するものとする。

- ① 避難者の栄養、健康等の対策
- ② 避難所の衛生、給食、給水等対策
- ③ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- ④ 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における住民の協力

市は平時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- ① 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、入浴、トイレ使用等生活上のルール遵守
- ③ 要配慮者への配慮
- ④ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3 避難の指示解除後の措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

第4 事態の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応について、定めることはしない。

(2) ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ、特殊部隊による攻撃においても、国の事態対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ、特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- ・ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- ・ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ、特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

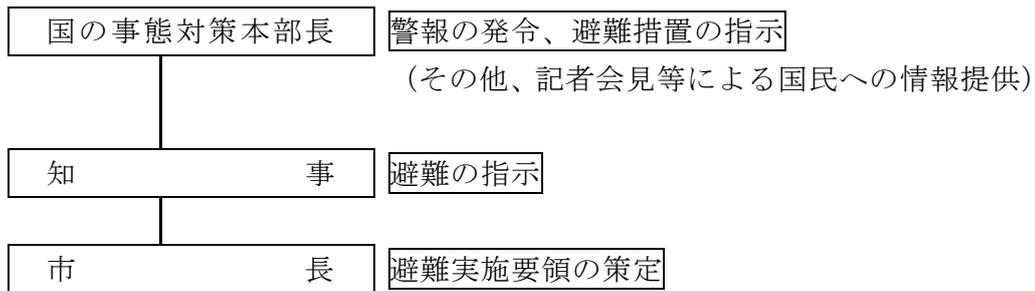
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- (ア) 国の事態対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- (イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、事態対策本部長がその都度警報を発令

※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国または国に準じるもの）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取るものとする。

第5章 救援等

市長は、市が避難先地域となった場合は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために必要に応じて救援に関する措置を実施する。

救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品、飲料水、生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び死体の処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、本編第4章第2の4に記載の避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 医療救護活動

(1) 救護所等の設置

市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。

- 初期救急医療
- 地域災害医療センター及び基幹災害医療センターへの移送手配
- 医療救護活動の記録
- 死亡の確認
- 救護所の患者収容状況等の県への活動状況報告

(3) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者、医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

(4) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

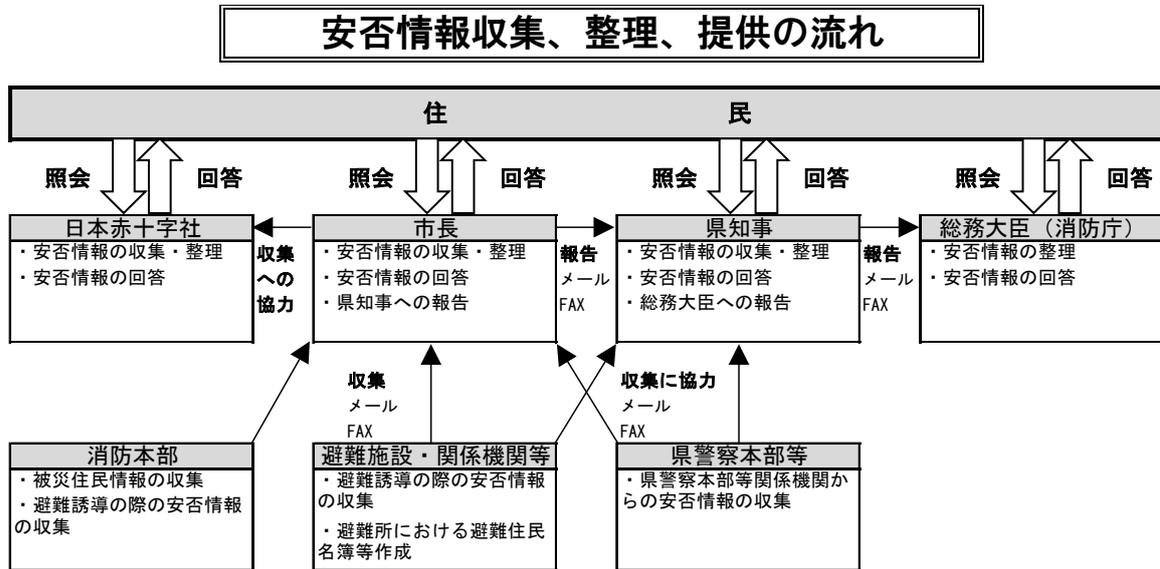
5 遺体の埋葬及び火葬

市は、遺体搬送車両、骨つぼ等が不足する場合には県に要請する。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生する恐れがある場合には、埋火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

第6章 安否情報の収集、提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



収集項目	
1	避難住民（負傷した住民も同様）
①	氏名
②	フリガナ
③	出生の年月日
④	男女の別
⑤	住所（郵便番号含む）
⑥	国籍
⑦	①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧	負傷（疾病の）該当
⑨	負傷又は疾病の状況
⑩	現在の居所
⑪	連絡先その他必要情報
⑫	親族、同居者への回答の希望
⑬	知人への回答の希望
⑭	親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
2	死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
⑮	死亡の日時、場所及び状況
⑯	遺体が安置されている場所

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、県警察や消防本部への照会等により安否情報の収集を行う。

市が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を用いて県に報告する。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号含む)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲	回答を希望しない

んで下さい。	
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
<p>※ 備考</p> <p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。</p>	

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	

⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない	
※ 備考		
(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。		
(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。		
(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。		
(注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。		
⑪の同意回答者名	連絡先	
同意回答者住所	続柄	
(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。		

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 要配慮者の安否確認

市は、避難所への収容状況、自宅滞在状況等を確認し、安否確認に努める。

市は安否確認に当たっては、必要に応じ自主防災組織、町内会、民生委員、児童委員、地域住民等の協力を求める。

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の居住市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日

十日町市長 様

申請者

住所（居所）

氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため ③その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	

※申請者の確認	
※備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日
様
十日町市長
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	

被 照 会 者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等による安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による退避の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- ・ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物等の屋内に一時退避すること。
- ・ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、FM緊急告知ラジオ、十日町あんしんメール、市公式ホームページ、広報車両等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行うよう努める。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管する。）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、広域事務組合の区域内的の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、消防長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行うよう要請するものとする。

(3) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(2)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成、施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じて直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救急・救助活動の応援を要請する。

(4) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(5) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（治療の優先順位に応じた患者の区分け）の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(6) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救急・救助活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の事態対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 市長は、被災地以外の市長として、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 市長は、特に現場で活動する市の職員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行なえるよう、国、県その他の機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、発電所、浄水施設ほか、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の事態対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県十日町地域振興局健康福祉部等と連携して、消毒等の措置を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の防災安全課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条】

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に通知する。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集するものとし、消防機関、県警察等と連絡を密にする。
- ② 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ③ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市からの応援等にかかる要請を行う。

第10章 ボランティアの受入れ

市は、避難した住民の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援、協力により、市ボランティアセンターの設置及び運営を行うとともに、以下により対応を行う。

(1) 市ボランティアセンターの設置

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて市社会福祉協議会等の関係団体に協力を要請し、市ボランティアセンターを設置する。

市は、市社会福祉協議会や地域のボランティア団体、関係団体等との連携を図り、あらかじめ市ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておく。

(2) 市ボランティアセンターの活動への支援

市は、市ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努める。また、市ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行う。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者、又これらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等（法第158条）

ア 特殊標章

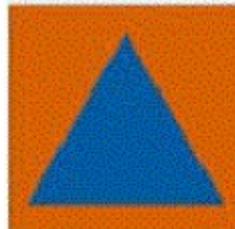
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

(表面)

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
	許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry		

(裏面)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

日本工業規格 A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等や赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

新潟県には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）が立地している。

原子力発電所への武力攻撃（武力攻撃原子力災害）が発生した場合、建造物等の破壊、火災等の他、放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）の発電所外への放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、原子力発電所への武力攻撃に対する平常時の備えから事後対策まで一連の措置に関して、法の規定する事項等について本編において定め、的確な国民保護措置を講ずるものとする。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と相互に連携しながら、平素から、原子力発電所を目標にした武力攻撃を想定し、防護に備えることとする。

市は、原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を見極め、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための応急対策及び事後対策を的確かつ迅速に実施し、住民等の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力を行う。

原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生した場合又はそのおそれがある場合には、国からの命令により原子炉の運転を停止し、又は事態の緊急性若しくは県からの要請等を考慮のうえ自らの判断により原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

なお、武力攻撃原子力災害に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への備え

(1) 原子力事業者の体制整備

- ① 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の安全を確保するため、侵入者を防止する障壁の設置、施設の巡視や監視等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に関し所要の措置を講ずるものとされている。
- ② 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のた

めに必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力災害に際し、原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとされている。

(2) 原子力発電所の警備の強化

市長は、武力攻撃原子力災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、知事に対し、原子力防災管理者が警備の強化、防護施設の改善等安全確保のために必要な措置を講ずることを要請するよう求める。また、特に必要と認めるときは、直接、原子力防災管理者に要請する。

(3) 環境放射線モニタリング体制の強化

市は、武力攻撃事態等において放射性物質等が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質又は放射線に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、県の行う環境放射線モニタリングに協力する。

(4) 原子力災害医療体制の強化

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合の医療体制について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、緊急時医療本部を設置し、適切な原子力災害医療活動を行うことができる体制を整備するものとされている。

また、市は県の行う原子力災害医療体制の強化、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実等に協力するとともに、平素から連携を図る。

(5) 医療活動用資機材等の整備

市は、県と連携し、武力攻撃原子力災害の発生に備え、医療活動用資機材のほか、安定ヨウ素剤等、放射性物質の防除に必要な物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(6) 武力攻撃原子力災害に備えた訓練

市は、関係機関と連携し、平常時から原子力施設に対する具体的な武力攻撃を想定し、原子力発電施設の破壊工作が進行する事態、武力攻撃により原子力発電所との通信が遮断される事態等における国民保護措置の実施方法について検討し、国、県と一体となって住民避難等の応急対策等の訓練を実施する。

3 通報等及び実施体制の確立

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 原子力事業者が行う通報

原子力事業者は、原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、国、県、市町村その他必要な機関に通報するものとされている。

② 知事が行う通知

知事は、上記①の通報を受けた場合は、直ちに国（原子力規制委員会・消防庁）、原子力防災専門官等、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長に通知又は確認するものとされている。

③ 市長が行う通知

市長は、上記の通報を受けた場合は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め
の例により、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は確認する。

(2) 放射性物質等の放出等の通報等

① 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合は、直ちにそれぞれに掲げる機関に通報するものとされている。

ア 武力攻撃によって原子力発電所から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・内閣総理大臣
- ・原子力規制委員会
- ・新潟県知事
- ・柏崎市長
- ・刈羽村長
- ・その他の県内市町村長
- ・新潟県警察本部長
- ・柏崎市消防本部消防長
- ・柏崎警察署長
- ・新潟海上保安部長
- ・その他市地域防災計画（原子力災害対策編）で定める関係機関等

イ 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣
- ・新潟県知事
- ・当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、警察本部長、消防本部消防長、海上保安部長

② 知事が行う通知等

ア 知事は、上記①の通報を受けたときは、直ちに上記①の通報先市町村以外の市町村及び関係指定地方公共機関並びに県内各消防本部にその旨を通知するものとされている。

イ 知事は、上記①の通報を受けたときは、状況を勘案のうえ、必要に応じて自衛隊に対してその旨を通知するものとされている。

ウ 上記①の通報によらず、知事が放射性物質等の放出を認める場合には、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）にその旨を通報するものとされている。

エ 知事は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）から放射性物質等の放出について通知を受けたときは、直ちに関係指定地方公共機関に対しその旨を通知するものとされている。

③ 市長が行う通知等

ア 市長は、上記①の通報を受けたときは、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、直ちに県、原子力防災専門官等へ通知又は確認する。

イ 上記①の通報によらず、市長が放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬にかかる事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）及び県にその旨を通報する。

(3) 緊急事態連絡室の設置

市長は、武力攻撃事態等の認定前において、原子力事業者から上記の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃の兆候を発見し、若しくは武力攻撃による放射性物質の放出又は放出するおそれがあることを確認し、必要と認めるときは、第3編第1章1に基づき、緊急事態連絡室を速やかに設置する。

緊急事態連絡室においては、事態の進展に備え要員の派遣、各種対策の準備を行う。

(4) 緊急通報の発令

知事は、原子力事業者から武力攻撃災害の兆候を発見した旨の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃災害の兆候を発見し、若しくは武力攻撃災害による放射性物質の放出を確認した場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令するものとされている。

また、知事は、緊急通報を発令した場合には速やかに国の事態対策本部長にその内容を報告するものとされている。

(5) 市対策本部の設置

市長は、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部を設置したときは、緊急事態連絡室は廃止する。また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

(6) 現地対策本部の設置

市長は、国民保護対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、安全の確保に留意しつつ、原則として、国が現地対策本部を設置する緊急事態応急対策等拠点施設（新潟県柏崎刈羽原子力防災センター）に市現地対策本部を設置する。

ただし、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、現地対策本部を県庁等の代替施設に設置するものとされている。

また、国、県並びに原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）をいう。）を含む市町村の現地対策本部とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会が組織されるときは、市長はあらかじめ定めた、責任ある判断を行える者をこれに出席させ、事態に関する情報を交換し、応急対策の実施に向けた調整を行う。

(7) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、武力攻撃原子力災害の発生等に際し、国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、防衛大臣に自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める。

(8) 市長による安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、必要であると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずることを要請するよう求める。

市長は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要であると認めるときは、原子力事業者に対し、国、県を通じて、又は直接、原子炉の運転停止その他の施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(9) 国の命令による原子炉の運転停止

原子力事業者は、国において武力攻撃の情報を総合的に判断し、原子炉の運転停止の命令が行われた場合は、直ちに原子炉の運転を停止するものとされている。

(10) 原子力事業者の判断による原子炉の運転停止

原子力事業者は、緊急を要する場合には、国の運転停止命令を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとされている。

(11) 武力攻撃原子力災害の公示の通知

① 国の事態対策本部の公示

国の事態対策本部長は、武力攻撃に伴い原子力発電所から放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがある場合で、住民等の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに次に掲げる事項の公示を行い、総務大臣は、知事にその内容を通知するものとされている。

- ・ 武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急対策を実施すべき区域
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ・ 応急対策実施区域内の住民、公私の団体に周知させるべき事項

② 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ その他の県内消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関

③ 市長が行う通知

市長は、知事から公示の通知を受けたときは、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

4 応急対策等

(1) 放射性物質等の放出等に係る事業者の応急措置等

① 原子力防災管理者の応急措置

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴い本章3(2)に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、国民保護法で準用する原災法（以下「準用原災法」という。）の規定により、直ちに原子力防災組織に武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされている。

② 応急措置等の報告等

原子力事業者は、準用原災法の規定により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、市町村長（事業所外運搬に係る事象の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）に対し、①の規定による措置の概要及び放射性物質等の放出状況又は放出の見通し等を報告するものとされている。

(2) 応急対策

① 応急対策の内容

市長は、国の事態対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合は、関係機関とともに、次に掲げる応急対策を実施する。

- ・ 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

② 応急対策の実施

ア 市長は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、知事から所要の応急対策の実施の指示を受けた場合は、消防本部及び関係機関に連絡するとともに、県と連携して応急対策を行う。

イ 市長は、応急措置、応急対策及び情報の収集を行う者の安全の確保に十分配慮するものとする。

ウ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

(3) 情報の伝達

知事、市長及び県警察本部長は、それぞれが実施する応急対策等について、それぞれ次の①から③により伝達するものとされている。

① 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・柏崎市長
- ・刈羽村長
- ・その他の県内市町村長
- ・柏崎市消防本部消防長
- ・その他の県内消防本部消防長
- ・指定地方公共機関
- ・県の地域機関
- ・その他必要な関係機関

② 市長が行う通知

市長は、国の事態対策本部の公示により、応急対策を実施すべき地域として指定された地域を管轄する場合において、知事から上記の通知を受けたときは、速やかに次に掲げる者に対し、防災行政無線等あらかじめ定める方法によりその内容を通知する。

- ・住民
- ・自主防災組織、自治会、町内会、消防団等
- ・その他必要な関係機関

③ 県警察が行う伝達

県警察は、市町村と協力し、住民に対する迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるものとされている。

④ 指定公共機関等が行う伝達

知事は、指定公共機関等に対し、迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるよう要請するものとされている。

(4) 住民の避難等

① 住民避難等の準備

市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、モニタリング結果、プラントの状況、気象情報等、必要な情報を遅滞なく把握・分析し、国、県及び県内他市町村と協議し、住民避難等の準備に着手する。

② 避難の指示

ア 武力攻撃原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合の原子力事業所周辺地域における住民の避難について、国の基本指針において国の事態対策本部長は次のような措置を講ずるものとされている。

- ・緊急時防護措置を準備する区域（避難準備区域（UPZ））に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ・避難準備区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、避難準備区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。
- ・屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

イ 市長は、知事から避難の指示があったときは、当該指示の内容及び避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、輸送手段の確保状況等を踏まえ、避難経路、輸送手段、交通規制の方法等について迅速に調整を行い、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

③ 退避の指示

ア 市長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を発見した場合等において、事態の状況により、知事の避難の指示を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、避難の指示を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知する。

イ 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自らアに定める退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(5) 警戒区域の設定

① 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

② 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に規定する措置を講ずることがで

きるものとされている。この場合は直ちに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(6) 環境放射線モニタリングの実施

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護するため、次に掲げる環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難又は退避、飲料水、飲食物等の摂取制限等の防護対策に必要な情報を提供するものとされており、市は、県が行うこれらの活動に協力する。

(7) 原子力災害医療への協力

市は、県が設置する救護所の運営を支援するほか、必要に応じて県が行う原子力災害医療の実施に協力する。

(8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

市は、安定ヨウ素剤の配布及び服用について、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により実施する。

(9) 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、国及び県の指導、助言及び指示並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等及びこれらの解除に関して必要な措置をとるとともに、汚染農林水産物等の採取の禁止、出荷規制等及びこれらの解除に関して必要な措置を行う。

また、市は、代替飲料水や飲食物の供給等に関して、県と協力のうでで応急措置を講ずる。

(10) 事後対策の実施

① 事後対策の内容

市長は、公示を取り消す旨の公示がされた場合は、知事、他の市町村長、その他の執行機関、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者とともに、次に掲げる事後対策を実施する。

- ・ 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- ・ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報
- ・ その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

② 事後対策を行ううえでの措置

- ア 市長は、応急措置、応急対策及び事後対策を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。
- イ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設と設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路や水道施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路や水道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害状況に応じて、障害物の除去やその他避難住民の運送等の確保に必要な応急復旧の措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、県等の関係機関と協力し、被害を受けた住民等の復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るとともに、水の安定的な供給等、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

市は、避難所及び市役所、支所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施する。

2 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

3 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請、請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として、市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が、国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、損害補償及び実費弁償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

(3) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第6編 緊急対処事態における対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の事態対策本部長により、攻撃等の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

**十日町市国民保護計画
令和2年11月変更**

編集・発行：十日町市 総務部防災安全課
〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
TEL 025-757-3197（直通）
FAX 025-752-2122（直通）
E-mail t-bousai@city.tokamachi.lg.jp